江戸川区のホームページで案内されている「区長への手紙」に対して、回答拒否の 実態の改善を求める陳情

(総務委員会付託)

受 理 番 号 第 2 0 1 号 受理年月日 平成 2 6 年 6 月 1 7 日

付託年月日 平成26年6月24日

. . . . . . . . . .

陳 情 原 文 江戸川区のホームページを拝見すると、区民が江戸川区長に手紙を差し出すと、約2週間で区長から回答していただけると案内されております。

しかしながら、実態は一般職員が差し障りのない言葉で、差出人の求める回答と 無関係な回答を実施する、あるいは放置したままといった状態のものもあります。

これらの区内の起案文を開示請求すると、広報課区政案内係の担当部長名で、担当する部長宛に確実に書面が回っていることが確認できます。しかし、その後、土木部や総務部、あるいは都市開発部において回答拒否や具体な回答を何度催促しても履行しないという状態が、多々発生しているのが実態です。

区長への手紙は、区民が直接、区政や区に対するお願い、あるいは区民の考え方を唯一伝えることができる方法であるのだから、たとえば、区画整理課職員の回答 拒否としか取れない文書を区画整理課長や土木部長が押印し、区長が閲覧しているとは到底考えられない返信文が送付されている事実について、議会あるいは委員会で協議していただきたいと存じます。

また、各担当者は区長の代弁者として、責任ある明確な回答をする義務があると 存じますので、早急に是正、改善していただきますよう、下記のとおり陳情いたし ます。

記

- 1 区長への手紙の担当決裁者は、区民から差し出された区長への手紙が、適式に 回答されているか、よく確認したうえで決裁印を押印すること。
- 2 また、各担当部は、ホームページで案内されている期限が守られているかの確認を怠らないこと。
- 3 区長への手紙も個人情報を除いて、総務課文書係の開示請求同様、全件をホームページで公開すること。